

第2回 (仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会議事録

開催日時：平成24年11月7日(水) 午前2時～3時30分

開催場所：門真市立文化会館 1階 ホール

出席者：委員15名 事務局7名

資料：①委員名簿

②策定作業状況表

③策定スケジュール

④パブリックコメントの実施について

⑤パブリックコメント関係資料

議題：1、(仮称)門真市環境基本条例策定作業状況について

2、パブリックコメントの実施について

3、その他

○事務局

定刻となりましたので第2回(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会を開会いたします。

はじめに委員長よりご挨拶申し上げます。

○委員長あいさつ

○事務局

それでは議事に先立ち本日配布しています資料の確認をさせていただきます。

①委員名簿 ②策定作業状況表 ③策定スケジュール

④パブリックコメントの実施について ⑤パブリックコメント関係資料

以上です。

お手元も届いていない資料がございましたら事務局までお知らせください。

○事務局

それでは設置要綱第5条の規定により議事の進行を委員長にお願いいたします。

1. (仮称)門真市環境基本条例策定作業状況について

○委員長

それでは、(仮称)門真市環境基本条例の策定作業について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局

策定作業状況報告

○委員長

事務局の方より報告がありましたが、策定作業状況等含めてご質問等はございますか？

○委員

市民ワークショップの方は20名程度集まっていたようですが、その構成はどのような市民層が参加されたのですか？

○事務局

市民ワークショップでは公募で15名を募集し14名の申し込みがあり、その構成としては主婦層が中心であり、企業及びNPO団体の方にも参加していただきました。

○委員長

参加者の一覧の資料はないのでしょうか。

○事務局

今回の資料としては用意していません。次回の会議に資料として提出させていただきます。

○委員長

他に何かございますか。

○委員

環境基本条例の骨子は庁内ワーキンググループが主体でつくったのですか？

○事務局

事務局の方でたたき台を作成し、庁内ワーキンググループで各計画等との整合性をもたせること及び変更を加えました。

○委員

庁内ワーキンググループは参加者が会を重ねるにつれてどんどん減っていることが気になります。第3回目の庁内ワーキンググループでは半数の委員が欠席されています。

○委員長

欠席された委員はどのような理由で欠席されたのでしょうか。

○事務局

事務の調整がつかないという連絡をいただいております。

○委員長

庁内ワーキンググループは先日8月起こった水害との関係もあり、仕方がない部分もあると思います。

そのようなワーキンググループの状況がありましたが、この素案については委員の方々に配布し意見収集、集約を図っているのでしょうか。

○事務局

条例に関して関係する部分も多いので素案については各委員の方々に配布して各部局に持ち帰ってもらい、検討してもらっております。

○委員長

他に何かご質問等ございますか。特に無い様なので、議事を進めます。

2. パブリックコメントの実施に関して

○委員長

それでは、議題2パブリックコメントの実施について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

パブリックコメント趣旨説明

○委員長

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました内容についてご質問等はございますか。

質問、意見は特に無い様なので、議事を進めます。

3. 門真市環境基本条例（素案）について

○委員長

それでは、議事3について事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局

（仮称）門真市環境基本条例（素案）について説明

○委員長

ただいまの説明内容について何かご質問はあるでしょうか。

○委員

条例の構成、特徴に関して問題はありませんが、その前項で市の表記が「行政」「市」など統一されていません。意味があり、表記を変えているのでしょうか？揃えることができるならば本市の自治基本条例に沿わせても良いのではないのでしょうか。

○事務局

ご指摘の通りであり、表記は「市」で統一したいと思います。

○委員長

一般的には市民、事業者及び「市」という表記で問題はないと思いますが、何か意見はあるでしょうか。「自治基本条例」の際はあえて、市役所と表現していたと思います。

○委員

市民から見たら各々の条例で市に表記が変わってよいのでしょうか？

○委員

自治基本条例についてはあえて市役所という表記にしましたが、個別の条例、計画では従来から「市」という表現が多いと思います。

○委員

個別の条例では市役所という表現が似つかわしくない場合もあると思いますので「市」という表現がよい場合もある。条例的には用語解説等で文言の定義と位置づけさえできていれば、問題ないと思います。今回は議会を含めた相対としての市という定義づけ、執行機関、議決機関などの位置づけなどが整合性のとれるようにできていれば良いと思います。

○委員長

先ほどの意見で今回、文言をしっかりと定義づけ、位置づけをすることができていれば「市」という表現で問題ないと思われませんが、それでよろしいでしょうか。

他にご意見があればお願いいたします。

○委員

この（仮称）門真市環境基本条例と個別条例との位置づけ、関係性がよく理解できていません。

ワーキング、ワークショップ等でその議論があれば教えていただきたい。

○事務局

市民ワークショップでその議論はございました。「美しいまちづくり条例」との関係性についての議論でしたが、基本施策のところでは環境の美化を行うことという方向性を（仮称）門真市環境基本条例で与えて、実効性を「美しいまちづくり条例」で担うということを考えています。

○委員

生活環境基本条例との関係はありますか？

○事務局

担当部局と事務調整を行い環境美化、公害の部分については（仮称）門真市環境基本条例で担当するという事になっております。

○委員長

今回の（仮称）門真市環境基本条例の具体的な事項については今後の（仮称）門真市環境基本計画と美しいまちづくり条例が具体的な内容となるのですか？

○事務局

はい。

○委員長

ということは（仮称）門真市環境基本条例に内包されるのは「美しいまちづくり条例」だけということですか。

○委員

生活環境基本条例は入らないのですか？

○事務局

生活環境基本条例は入りません、（仮称）門真市環境基本条例と生活環境基本条例は並列している形になります。

○委員長

議会からの確認もあると思うので、事務局の方で再度確認をお願いします。

○委員

私の認識では事務局の認識と一致しております。今後の展望としては今後、各々の条例を策定する折に生活環境基本条例から関連項目を新条例に抽出し、最終的には生活環境基本条例は消滅する予定だと考えております。

○委員長

その部分も含めて、一度事務局の方で確認をお願いします。

○事務局

わかりました。

4. (仮称) 門真市環境基本条例前文について

○委員長

それでは前文について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

前文、条文、主旨、解説について説明

○委員長

それでは前文に関して、ご意見、ご質問がございましたらよろしくをお願いいたします。

○委員

前文に関して1行目の「レンコン畑」は「れんこん畑」、ひらがな表記の方が良いのではないのでしょうか？

○事務局

そのように変更いたします。

○委員

門真の地元としては蓮田と呼称しています。一般的には「畑」の呼称の方が馴染みがあると思います。

○委員長

市民の方々にとって分かりやすいことが一つの観点だと思いましたが、前例はないのでしょうか？

○委員

自治基本条例は「蓮根(れんこん)」と表記しています。

○委員長

事務局の方で「れんこん」をひらがなで表記するのか確認をお願いいたします。

○委員

前文の文章構成に関して、門真についての話から地球規模の話に飛躍している。構成を考えたほうがよいのではないか。また「門真の環境の守り…」というのは言葉を変えないと、都市開発等に悪影響を与えてしまうのではないのでしょうか。

○委員

この前文では門真がいろいろ施策をやってきたが、意味がなかったようなニュアンスに受け取れます。少し表現、構成を変える必要があるのではないのでしょうか。

○事務局

前文には記述していませんが、条文後半に経済との共生について記述しております。

前文の文章構成に関しては持ち帰り検討させていただきたいと思います。

○委員長

前文に地球規模の話は入れる必要があるのでしょうか。

文章構成、言葉のニュアンス等含めて事務局でもう一度検討をお願いいたします。

○事務局

構成に関しては持ち帰り検討いたします。

○委員

前文の文言で「文化や歴史を育んできました…」とありますが、本条例で歴史観に関連

する事柄があるのですか。また社寺林とあるがこれは何を表しているのですか。

○事務局

文化や歴史に対して関連する内容は特にありません。

○委員

社寺林に関しては神社やお寺にある楠をイメージしています。歴史との文言がありますが、それは「時間の経過」をイメージしていると考えられます。

○委員長

地域としての「市」と行政としての「市」の表記が複雑だと思います。主語を明確にさせていただきたいと思います。

○委員

前者に関しては「市」より「門真」の表現の方がよいのではないのでしょうか？

○委員長

構成はもう一度検討をお願いいたします。

他に何かご意見、ご質問はあるのでしょうか。無い様なので、次の議事に進みたいと思います。

5. (仮称) 門真市環境基本条例 1条：目的について

○委員長

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

第一条目的について説明

○委員長

先ほどの説明に関して、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○委員

2行目に市の責務とありますが、後に続く4条などでは責務に加えて役割と表記してあります。統一する必要はないのでしょうか。

○事務局

統一させていただきます。

○委員

市民、事業者は役割、市に対しては責務が適切だと思うのですが、市民、事業者、市にすべてに対して責務・役割という表現は必要なののでしょうか。

○事務局

内容的には責務という意味ですので、役割という表現を消し責務で統一しようと思います。

○委員

ではP11にある「市の役割」との表現も責務でよいか。

○委員

他の市では責務、役割をどう定義し、表現しているのか。そのあたりも事務局で持ち帰り確認、検討して次回確認していただきたい。

○委員長

他市等を参考に確認等を行い、また先ほどのご意見であった言葉の表現についても事務局で持ち帰っていただくということをお願いいたします。

○委員

条文内で「保全と創造」を基本的に謳っていますが、前文では「保全」に関する点のみしか述べていないように思います。「創造」についてももう少し加える必要があると思います。

○委員

「創造」とありますが、なにか保全以外に作り出すもの「創造」があるのでしょうか？

○委員長

事務局としてどのように回答できるのでしょうか？

○事務局

用語説明の部分で記述させてもらっていますが、今の環境を維持しつつ積極的に作り出していこうという意図です。何を作り出すかは、具体的には定まっているわけではありません。

○委員長

現在の門真という地域を考えた場合、自然を残すということは非常に難しいと思います。

その点からも、門真の環境を新たに作っていこうという点は重要ではないか。市民にとっても地球で暮らしているという観点を持つことにより、地球規模の環境を意識し、それが門真の自然の保全に繋がっていると思います。そのような説明が必要なのではないか。

○事務局

都市型の環境基本条例なので保全、創造という難しい部分もあります。しかし、自然を守り、新たな環境を作っていくということに市民自ら取り組んでいただきたいという狙いもあり、保全と創造とうたっている。

○委員長

その観点ならば、前文に創造に関することをもう少し充実させると良いと思います。

質問ですが保全とは一体何を保全することを意味しているのでしょうか。

○事務局

地球環境、事業者による公害の防止などが挙げられると思います。

○委員

この素案で自然環境の保全のみ言及していますが、環境の保全を考えた場合自然環境だけでは不十分ではないのでしょうか。

○事務局

環境とは非常に幅広い概念ですので用語解説にて定義させていただいております。その部分において地球環境、生活環境を含めた環境として、限定させていただいております。

○委員

環境条例の中で生活環境が関係するならば、もっと踏み込まないといけないのではないのでしょうか。生活環境に関係するならば、もし今後まちづくり条例を策定した場合、まちづくり条例とも深く関係すると思います。他の条例のことも、もう少し考慮した方が良いのではないか。

○事務局

まちづくりに関係する担当部局とも、庁内ワーキング等を通して協議してきました。ただ、生活環境、地球環境を条例内で明確に区分することは、非常に難しいと思います。

○委員長

今後まちづくり基本条例を考えるならば、必ず生活環境、地球環境が関係してくると思います。その場合に条例同士の整合性が取れないような事態は避けないといけないと思います。まちづくり課、企画課含めて調整が必要だと思えます。

○事務局

庁内ワーキングの場で担当部局との調整はしています。

○委員

ワーキングというやり方も良いとは思いますが、再度確認をして、調整、検討してほしい。調整も定例化しており、きちんと関係部局間で調整ができているのか疑問があります。

○委員長

各部局内でも各種いろいろな状況があると思えます。もう一度、事務局で確認、調整をお願いいたします。

6. (仮称) 門真市環境基本計画素案第2条について

○委員長

事務局より第2条について説明をお願いいたします。

○事務局

素案2条の説明

○川本委員長

何かご意見のある方はお願いいたします。

○委員

定義について何を記載するのかについてももう少し充実させた方がよいのではないのでしょうか。解説で定義等を載せているが、法規とも相談して、もう少し定義を細かく載せた方がよいのではないかと思います。

○委員長

現在記載されている定義以外のものが必要か否かも他市の事例等を含めて事務局に確認をとっていただきたい。その結果をまた検討委員会で報告していただきたい。

○委員

定義等の選択は、庁内ワーキング、市民ワークショップの過程で選ばれているのか。もし、庁内ワーキング、市民ワークショップの過程で得た文言ならば尊重する必要があると思う。

○事務局

項目は、他市を参考にして考えたものです。庁内ワーキング、市民ワークショップでは、語句の選択、定義付けに関して大きな議論にはなりません。

○委員

括弧書きは「定義」で、用語は「意義」と表記してあるが統一する必要はないのか。

○委員長

その部分も事務局に確認をお願いいたします。

7. (仮称) 門真市環境基本計画素案第3条について

○委員長

第3条について説明をお願いいたします。

○事務局

素案第3条の説明

○委員長

ご意見ございましたらお願いいたします。

○委員

第二項は「環境負荷」、三項は「環境への負荷」と表記されているが統一するべきではないのか。

○事務局

「環境への負荷」との表記で統一いたします。

○委員

資源の有効性という言葉の意図、意味を教えてください。

○事務局

資源というのは石油、大気などを地球の資源を考えている。

○委員長

有効性とはどのような意味でしょうか。

○事務局

限りある資源という意図であり「有限性」の誤表記でしたので訂正いたします。

○委員長

～なければならない、推進されなければならないなど能動性が統一されていないように思います。主語、述語の関係が分かりにくく、言葉の表現が複雑など検討すべきです。

能動的な言葉、簡単な言葉を選択し、市民の方にとって接しやすい条例としたいと思いますので、再度、前文を並びなおして、言葉的にミスがあるか等、表現的な見直しをして提案していただきたいと思います。

○委員長

時間ですので、今回の第2回(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会は閉会したいと思います。

最後に事務局に対してご質問等がございますか。

○委員

事務局へのお願いとして、今後はコンサルにも発言していただきたい。コンサルに資料を提供していただいたと思うが、ご意見もいただいた上で議論を進めたい。

○委員

議会関係の今後の動きはどのような予定でしょうか。

パブリックコメントの前にもう一度意見収集、検討する機会が必要だと思います。

○事務局

今後、再度検討委員会で精査したのち、議会に提出する予定です。そのあとパブリックコメントに移行したと考えております

また調整をさせていただき、事務局よりご連絡したいと思います。

○委員長

以上で第2回（仮称）門真市環境基本条例庁内検討委員会を閉会したいと思います。

今後、日程に関して事務局より調整した後、ご連絡をお願いします。次回もまたお願いいたします。

（以上）